

NPO 法人花咲盛 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人花咲盛という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、阿蘇地域に対して、自然環境の調査・学術研究に関する事業を行い、環境保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(4) 環境の保全を図る活動

(5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 環境保全事業

② 調査・学術研究事業

③ 環境教育事業

④ 情報発信事業

(2) その他の事業

① 山菜、出版物等の物品販売

② イベントの実施

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものと

し、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上15人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行

わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる

ことができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- (残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき
に残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、阿蘇郡高森町に譲渡するも
のとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以
上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して
行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この
法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれ
を定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	宇野 公子
副理事長	藤井 一郎
同	長野 克也
理事	的場 英行
同	副島 顕子
同	岡本 智伸
監事	稲葉 一文
同	佐藤 俊一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の
日から平成 26 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設

立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金	個人会員	0 円
	学生会員	0 円
	団体会員	0 円

年会費	個人会員	3, 0 0 0 円
	学生会員	5 0 0 円
	団体会員	2 0, 0 0 0 円

(1) 賛助会員

入会金	個人会員	0 円
	法人会員	0 円
	団体会員	0 円

年会費	個人会員	1 口	3, 0 0 0 円 (1 口以上)
	法人会員	1 口	5 0, 0 0 0 円 (1 口以上)
	団体会員	1 口	5 0, 0 0 0 円 (1 口以上)

平成29年7月14日作成

役員名簿

法人名：NPO 法人花咲盛

役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	宇野公子		なし
理事	岡本智伸		なし
理事	阿久津雅子		なし
理事	副島顕子		なし
理事	木之内均		なし
副理事長	的場英行		なし
副理事長	長野克也		なし
監事	稲葉一文		なし
監事	佐藤俊一		なし

(法第28条第1項関係様式例)

平成28年度事業報告書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(NPO法人花咲盛)

1 事業の成果

本年度の活動では、植物の芽吹く春季以降に花の観察会、個体数調査を実施し、植物の枯れる冬季以降に草原の維持管理のための活動を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者の 人数	受益対象者の 範囲及び 人数	支出額 (千円)
環境保全 事業	草刈り、草おろし作業	8月30日 12月3日	熊本県阿 蘇郡高森 町上玉来	5名	160名 (会員数)	22
	電気柵設置作業	5月13日	熊本県阿 蘇郡高森 町上玉来	30名	160名 (会員数)	
調査・学術 研究調査	植物の個体数調査	6月15日 7月6日 4月16日 4月28日	熊本県阿 蘇郡高森 町上玉来	5名	160名 (会員数)	0
環境教育 事業	花の観察会	6月11日 8月30日	熊本県阿 蘇郡高森 町上玉来	10名	160名 (会員数)	2
情報発信 事業	実施しなかった	—	—	—	—	—

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者の 人数	支出額 (千円)
山菜・出版 物の物品 販売	実施しなかった	—	—	—	—
イベント の実施	実施しなかった	—	—	—	—

平成28年度 活動計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(NPO法人 花咲盛)

科目	金額 (単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	81,000	0	81,000
賛助会員受取会費	0	0	0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4 事業収益			
環境保全事業収益	0	0	0
調査・学術研究事業収益	0	0	0
環境教育事業収益	0	0	0
情報発信事業収益	0	0	0
山菜・出版物の物品販売事業収益	0	0	0
イベント事業収益	0	0	0
5 その他収益			
受取利息	13	0	13
謝礼金	0	0	0
雑収入	0	0	0
経常収益計	81,013	0	81,013
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
謝礼金	4,000	0	4,000
法定福利費	0	0	0
人件費計	4,000	0	4,000
(2) その他経費			
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	0	0	0
印刷製本費	0	0	0
燃料費	14,174	0	14,174
備品費	0	0	0
消耗品費	3,690	0	3,690
賃借料	0	0	0
保険料	1,500	0	1,500
会議費	0	0	0
雑費	0	0	0
その他経費計	19,364	0	19,364
事業費計	23,364	0	23,364
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
役員報酬	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
広告宣伝費	0	0	0
印刷製本費	0	0	0
備品費	0	0	0
消耗品費	0	0	0
通信運搬費	918	0	918
燃料費	0	0	0
水道光熱費	18,643	0	18,643
租税公課	1	0	1
地代家賃	0	0	0
雑費	9,600	0	9,600
その他経費計	29,162	0	29,162
管理費計	29,162	0	29,162
経常費用計	52,526	0	52,526
当期経常増減額	28,487	0	28,487
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	28,487	0	28,487
前期繰越正味財産額	284,093	0	284,093
次期繰越正味財産額	312,580	0	312,580

(備考)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。

3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

計算書類の注記(平成28年度)

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	特定非営利活動に係る事業				その他の事業		合 計
	環境保全事業費	学術・研究調査事業費	環境教育事業費	情報発信事業費	山菜・出版物の物品販売事業費	イベントの実施事業費	
(1) 人件費							
給料手当	0	0	0	0	0	0	0
謝礼金	4,000	0	0	0	0	0	4,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0
人件費計	4,000	0	0	0	0	0	4,000
(2) その他経費							
燃料費	14,174	0	0	0	0	0	14,174
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	3,690	0	0	0	0	0	3,690
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0
備品費	0	0	0	0	0	0	0
賃借料	0	0	0	0	0	0	0
保険料	0	0	1,500	0	0	0	1,500
会議費	0	0	0	0	0	0	0
雑費	0	0	0	0	0	0	0
その他経費計	17,864	0	1,500	0	0	0	19,364
合 計	21,864	0	1,500	0	0	0	23,364

平成28年度(特定非営利活動に係る事業)会計財産目録

平成29年3月31日現在

(NPO法人花咲盛)

科目・摘要	金額(単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	648		
普通預金(ゆうちょ銀行)	311,932		
流動資産合計		312,580	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			312,580
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金			
流動負債合計		0	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			312,580

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 (①)の部分には、財産目録を会計ごとに区分して作成する場合には、「特定非営利活動に係る事業」、又は「その他の事業」と記載し、それぞれ別葉として作成する。(ただし、財産目録については会計ごとに作成せず、法人単位に作成することも考えられる。その場合、この書類の題名は、単に「財産目録」となる。)
- 3 前事業年度の末日現在における資産及び負債を記載する。

平成28年度(特定非営利活動に係る事業)会計貸借対照表
平成29年3月31日現在

(NPO法人 花咲盛)

科目	金額(単位:円)		科目	金額(単位:円)	
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金	648		預り金	0	
預金	311,932				
流動資産合計		312,580	流動負債合計		0
2 固定資産			2 固定負債		
固定資産合計		0	固定負債合計		0
資産合計		312,580	負債合計		0
			III 正味財産の部		
			前期繰越正味財産	284,093	
			当期正味財産		
			増加額(減少額)	28,487	
			正味財産合計		312,580
			負債及び		
			正味財産合計		312,580

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 (①)の部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあっては「その他の事業」と記載し、それぞれ区分して別葉として作成する。
- 3 前事業年度の末日現在における資産、負債及び財産を記載する。